

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和4年12月5日（令和4年（独情）諮問第96号）

答申日：令和6年4月17日（令和6年度（独情）答申第1号）

事件名：特定教員に係る出勤簿の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年7月15日付け第2022-28号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人即ち開示請求者は、令和4年6月15日、法人文書開示請求書を東京大学法人理事長に提出した。この法人文書開示請求書における「請求する法人文書の名称等」には「東京大学特定附置研究所の特定教員の貴大学・貴研究室への出勤簿に関する文書。」旨記載している。

(2) 法人文書不開示決定通知書の記載内容

この法人文書開示請求に対し、令和4年7月19日、法人文書不開示決定通知書が決定通知されている。

(3) 法人文書不開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記不開示決定は、不当かつ違法である。即ち、他の行政機関や大学法人では、一部不開示部分を含んだ形で出勤簿は開示されている。よって、東京大学特定附置研究所の特定教員の貴大学・貴研究室への出勤簿に関する文書も開示されるべきものである。

よって、法9条2項の規定に基づきなされた法人文書開示決定（2021-28号・令和4年7月15日）を取り消すべきである旨の決定を

求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定附置研究所の特定教員の出勤簿」である。東京大学は、この開示請求に対し、特定年Bから特定年Gまでの出勤簿を対象文書に特定したうえで、「出勤簿については、本件を開示することにより明らかになる休暇等の情報は、本人の職及び職務遂行の内容に係らない個人情報に該当するとともに、人事管理に係る事務に関し、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法5条1号及び法5条4号へに該当するため不開示とする。特定年度以前の出勤簿については、保存年限超過による廃棄のため不存在。」として枚数を明らかにして不開示とする決定を令和4年7月15日に行った。

これに対し、審査請求人は、令和4年10月24日受付けの審査請求書により、開示決定の取消しを求めている。

2 審査請求人の主張とそれに対する諮問庁の見解

審査請求人は、「処分庁の不開示決定は不当かつ違法であり、他の行政機関や大学法人では、一部不開示部分を含んだ形で出勤簿は開示されている。よって、出勤簿に関する文書も開示されるべきである」旨主張している。

出勤簿が他の行政機関等では開示されている旨の審査請求人の主張については、諮問庁の見解は以下の通りである。東京大学においては、出勤簿については、文書全体が法5条1号本文の個人情報に該当しているとの判断により、これまでは開示していなかった。今般、審査請求の内容を踏まえ、改めて検討した結果、次のア及びイの部分につき、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示することとしたい。

〔新たに開示する部分〕

ア. 出勤簿（3枚6頁）の特定教員の氏名について

特定教員の氏名については、慣行により公にされており、法5条1号ただし書イに該当する。

イ. 出勤簿（3枚6頁）の様式部分（記入欄を除く。）について

様式部分は、特定の個人を識別できる情報ではなく、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがない。よって、当該部分は法6条2項の部分開示が可能であり、法5条1号に該当しない。

これに対し、出勤簿（3枚6頁）の上記ア及びイ以外の部分については、東京大学の職務遂行に直接結びつく情報とは言えず、法5条1号ただし書ハに該当しない。また、法令の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロにも該当しない。したがって、当該部分は法5条1号に該当

するとともに、休暇等の情報が東京大学の人事管理上の支障ある情報のおそれがあり法5条4号へに該当するため、開示できない。

なお、特定教員の出勤簿については特定年A以前の出勤簿については、保存年限超過による廃棄のため不存在である。

よって、審査請求の内容を踏まえ、原処分で不開示決定とした部分の一部を新たに開示する。その余の部分については原処分が妥当である。

3 結論

以上のことから、諮問庁は、本件について原処分で不開示とした部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については原処分が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年12月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月14日 審議
- ④ 令和6年4月11日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条1号及び4号へに該当するとして不開示とする原処分を行った。審査請求人は、原処分の取消しを求めている。諮問庁は、別紙の2に掲げる部分は開示するとしていたが、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、別紙の2に掲げる部分に加えて別紙の3に掲げる部分についても新たに開示することとし、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は不開示とすべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 特定教員の個人番号については、他の情報と照合することにより個人を識別できるものであり、東京大学では公にしていけない情報で、公にする予定もない情報である。そのため、法5条1号に該当するため不開示とする。

イ その余の不開示部分は年次有給休暇付与日数、休暇等の集計欄及び本人押印欄であり、休暇等の個別の情報が含まれている。これは、本人の職及び職務遂行の内容に係らない個人情報であって、法5条1号

ただし書ハに該当しない。また、法令の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロにも該当しないため、開示することはできない。なお、押印欄については、休暇日という不開示情報の部分を容易に区分して除くことができないため、法6条1項、2項の部分開示はできない。

また、出勤して通常の担当職務に従事していたことを示す押印欄の部分を開示した場合、開示していない残りの部分に特定教員が休暇等を取っていたことが分かってしまうため、通常の担当職務に従事していたことを示す押印欄の部分を開示することはできない。

ウ 以上のことから、不開示部分はいずれも法5条1号に該当するとともに、特定教員の休暇等の情報は、特定の年月日に休暇を取得するということが特定教員の人事管理に該当するため、東京大学の人事管理上支障があるため同条4号へにも該当し、不開示とする。

(2) 本件対象文書を見分したところ、特定教員の各特定年の出勤簿であって、特定教員の氏名の記載とあいまって、その全体が、特定教員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、本件不開示維持部分は、勤務に係る情報、年次有給休暇付与日数及び休暇等の集計欄の表示部分であることが認められる。

以下、検討する。

ア 個人番号について

個人番号は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、東京大学においては当該情報については公にしていけないとのことであり、同号ただし書イに該当するとすべき事情は認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に該当するとすべき事情も認められない。法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人番号については、個人識別部分であることから同項に基づく部分開示はできない。したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

イ 勤務に係る情報について

出勤簿の不開示部分（押印欄）を確認すると、特定年B、特定年C、特定年D、特定年E、特定年Fの出勤簿には、特定教員が当該日に定時出勤して通常の担当職務に従事していたことを示す空白（出勤を示す際の押印は行われていない。）が、また、特定年Gの出勤簿には出勤と記載されており、当該各情報は、その性格からみて、特

定教員の職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められる。そうすると、当該部分は、法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。

諮問庁は、当該部分を開示した場合、開示していない残りの部分に特定教員が休暇等を取得していたことが分かってしまうと説明するが、特定教員の職務遂行の内容に係る情報を開示することとした結果、休暇取得日等が推測される可能性が高いと考えられるような形態で開示が行われることとなったとしても、休暇等の内容（種別等）までが特定されるわけではなく、当該部分のような情報は、通常公にすることが予定されているものと解さざるを得ない。

また、諮問庁は、当該部分は法5条4号へにも該当する旨説明するが、同条1号に該当しないと判断されるような性格の情報を開示することにより人事管理上の支障が生じることは通常想定し難く、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところであるが、同条4号への「おそれ」については、具体的な説明もなく、現状においては、当該部分を公にすることにより人事管理上の支障が生じるとは認め難い。

したがって、当該部分は、法5条1号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 年次有給休暇付与日数及び休暇等の集計欄について

出勤簿の不開示部分には、特定教員の私生活の内容に関する情報である年次有給休暇付与日数及び当該休暇の残日が記載されており、当該情報は、特定教員の職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、当該部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに同号ただし書ロに該当しないと認められる。また、原処分において特定教員の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、同条4号へについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び4号へに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号及び4号へに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分は、同条1号に該当すると認められるので、

同条4号へについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は、同条1号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 石川千晶，委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

特定年B，特定年C，特定年D，特定年E，特定年F及び特定年Gの特定教員の出勤簿（3枚6頁）

2 諮問庁が新たに開示している部分

- (1) 出勤簿（3枚6頁）の特定教員の氏名について
- (2) 出勤簿（3枚6頁）の様式部分（記入欄を除く。）

3 諮問庁が改めて検討した結果，新たに開示している部分 出張に関する記載（押印欄の部分を含む。）

4 開示すべき部分

特定教員の勤務に係る情報